

## ルネサンス大阪高等学校いじめ防止基本方針

当校は、いじめの克服に向け、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等を行うため、「ルネサンス高等学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定いたしました。

すべての生徒が安心した学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け指導體制を整備し、いじめの早期発見・防止に取り組みます。「基本方針」に基づき、学校、地域、家庭、その他関係者と協力し、いじめの防止等に取り組めます。

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条に規定しているとおり、生徒（条文上は「児童等」）に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

#### (3) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

#### (4) 教職員が認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を教職員が認識して取り組む。

ア いじめはどの子供にも起こりうる、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握する。

イ SNS等の通信手段を通じて行われるいじめに対応するため、教職員が情報技術・通信手段に関する知識を絶えず更新することに努める。

ウ いじめの未然防止には、生徒が主体的に参加（担任への相談等）できる学校づくりを行う。

エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

オ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導をする。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解消への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実の徹底

## 2 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、副校長、教頭、教頭補佐、生徒指導主事、保健主事（又は養護教諭）、事務長、事務長補佐、その他校長が必要と認める者（教務主任、担任等）

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する（実務担当者は生徒指導主事とする）。

(4) 委員会は次に挙げる事務を所掌する。

- ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
- エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- オ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- カ 教職員研修の企画、立案に関すること。
- キ 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。

(5) 委員会は校長が招集する。

(6) 委員会は次の要領で招集する。

いじめの兆候を把握し対処を行うため、いじめの相談情報があり対処を行うため、又は年間計画の作成等のため、その都度臨時会とし招集する。なお、生徒指導主事は、定例の職員会議において、いじめの状況および対策に関する報告を行うことに加え、必要と認める場合は委員会の招集を校長へ進言する。

(7) 委員会は、(年1回)、取組が計画的、意図的、組織的に活動が行われているかをチェック、検証し、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

(8) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

##### ア スクーリング

スクーリングにおいては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力(そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力)を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(ア) スクーリングにおける授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感(他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚)や共感的理解(その人そのものを理解すること)の能力を培い、自己指導能力を高める。

(イ) 体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。

##### イ 個別連絡

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、電話連絡など日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、外部専門家等を活用し、教育相談体制を整える。

(ア) 日頃から担任や授業担当者が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。

(イ) 随時に行う電話連絡等の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

(ウ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば生徒の訴えを傾聴する。

(エ) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

##### ウ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けことができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

##### エ SNS等を通じて行われるいじめ

SNS 等を通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

## (2) 早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、生徒の発言の聴取、メール内容の把握、スクーリング中の態度の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

### ア 電話連絡等

電話連絡等により、いじめの早期発見に努める。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても聴取に努める。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば、生徒指導主事等へ報告する。

### イ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

また、学校ホームページや生徒ごとのマイページ、ネットによる学校通信等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

### ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、担任教員への連絡や保健室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

## (3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ対策委員会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

### ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

### イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、必要に応じてアンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を大阪府私学課に報告する。

#### ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

#### エ SNS等を通じて行われるいじめへの対応

生徒が SNS 等上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。SNS 等上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等の URL を控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

#### オ 重大事態の調査と報告（詳細は6）

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、所管官庁へ報告する。所管官庁が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

## 4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校においていじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

### (1) 保護者

保護者へ協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、必要に応じてアンケート調査や聞き取り調査を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加

害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 大阪府教育庁

設置認可機関である大阪府教育庁に対し、いじめの状況について定期的に報告をする。問題の大小問わず報告相談を行い、早期解消に向けて対応をしていく。また、未然防止にも努めていく。

(4) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、青少年相談センター、いじめ不登校対策推進委員会、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(5) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、生徒が在籍する学校と連携して対応する。

(6) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

## 5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) SNS等を通じて行われるいじめへの対応

SNS等を通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新の情報技術・通信手段等に関する知識の更新を行うとともに、教職員の情報モラルへの理解を深める内容を研修に含めるものとする。

## 6 重大事態への対処

法 28 条第 1 項が定める、生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（同項第 1 号）（以下「生命心身財産重大事態」という。）、又は相当の期間学業を停止することを余儀なくされている疑いがある場合（同項第 2 号）（以下「不登校重大事態」という。）、次の対処を行う。

### (1) 準備作業

不登校重大事態においては、重大事態が発生するよりも相当前の段階から、当校はブロードメディア株式会社代表取締役に対し、報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む。

### (2) 発生報告

重大事態が発生した旨を、当校は大阪府知事へ報告を行うとともに、大阪府私学主管課を通じて別紙様式 1 を文部科学省へ提出する。不登校重大事態については、重大事態を認めた時から 7 日以内に報告を行う。

### (3) 調査組織の設置

ア 調査の実施主体を当校の設置主体であるブロードメディア株式会社の代表取締役と当校のいずれにするかどうかは、ブロードメディア株式会社の代表取締役が決定するものとする。

イ 調査は調査主体の下に、公平性中立性が確保された調査組織を設けるものとする。

### (4) 被害生徒及び保護者等に対する調査方針の説明等

ア 当校は、当該事案の調査を開始する前に、被害生徒及び同保護者並びに加害生徒及び同保護者に対し、以下の事項について丁寧に説明を行うとともに、同人らから、調査に関する意見を適切に聞き取る。

(ア) 調査の目的・目標

(イ) 調査主体（組織の構成、人選）

(ウ) 調査時期・期間

(エ) 調査事項

(オ) 調査方法

(カ) 調査結果の提供

イ 当校は、被害生徒及び同保護者に対するケアを行うとともに同人らの生命又は身体の安全を確保し、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

### (5) 調査開始報告

当該事案の調査を開始したときは、当校は、別紙様式 2 に基づき大阪府私学主管課を経由して文部科学省へ報告を行う。

### (6) 調査の実施

当校は当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施を行う。

### (7) 調査結果の報告・説明

当校は、調査結果の報告・説明について次の要領で行う。

- ア 個人情報保護法等に留意して、被害生徒及び同保護者に対する調査結果の説明を行う。
- イ 大阪府知事への報告にあたり、当校は、被害生徒及び同保護者に対し、同人らが調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨説明を行う。
- ウ (4)において被害生徒等に説明した方針に沿って加害生徒及び保護者に対する情報提供・説明を行う。
- エ 大阪府知事への調査結果の報告及び説明を行う。
- オ 大阪府私学主管課を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出を行う。

#### (8) 調査結果の公表

- ア 調査結果の公表の有無は、事案の内容や重大性、被害生徒・同保護者の移行、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案するものとする。調査結果の公表にあたっては、個人情報保護法その他関係法令に照らし適切に判断を行う。
- イ 調査結果を公表する場合、公表の方法及び公表内容を被害生徒及び同保護者と確認を行う。
- ウ 調査結果を報道機関等の外部に公表する場合、他の生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告する。

#### (9) 調査結果を踏まえた対応

- ア 被害生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることのできるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。
- イ 加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかり寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する等適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。
- ウ 当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

## 7 その他

- (1) 必要に応じて基本方針の改定、年間計画等の修正等を行い、組織的な取組みや、地域及び家庭と連携した、いじめ対策の総合的な改善を図る。
- (2) 基本方針の改廃は校長が行う。

以上

平成30年6月  
令和5年8月

ルネサンス大阪高等学校長決定  
改訂